

# 教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ 基礎資料（専修免許状、大学間連携関係）

令和8年2月27日時点版

教育職員政策課作成

# 教員免許状取得に必要な科目の単位数及び内訳(教育職員免許法)

## 別表第一(第五条、第五条の二関係)

第一欄 所要資格		第二欄 基礎資格	第三欄 教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
免許状の種類				
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	75	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	51	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	31	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	37	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	35	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		16

備考(抜粋)

二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学(短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。)の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)

注1:その他の科目として、「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目※」又は「情報機器の操作」を各2単位、計8単位の修得が必要となる。また、小学校及び中学校の免許状取得のためには、介護等体験が必要である。

注2:このほか、養護教諭及び栄養教諭の免許状がある。

## 別表第三(第六条関係)

第一欄 所要資格	第二欄 有することを必要とする第一欄に掲げる教員(当該学校の助教諭を含む。第三欄において同じ。)の免許状の種類	第三欄 第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる教員又は～(中略)～として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第四欄 第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数	
幼稚園教諭	専修免許状	一種免許状	3	15
	一種免許状	二種免許状	5	45
	二種免許状	臨時免許状	6	45
小学校教諭	専修免許状	一種免許状	3	15
		特別免許状	3	41
	一種免許状	二種免許状	5	45
		特別免許状	3	26
中学校教諭	専修免許状	一種免許状	3	15
		特別免許状	3	25
	一種免許状	二種免許状	5	45
高等学校教諭	専修免許状	一種免許状	3	15
		特別免許状	3	25
	一種免許状	二種免許状	5	45
		臨時免許状	6	45

免許法別表第三の規定により専修免許状の授与を受ける場合(特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合を除く。),「大学が独自に設定する科目」を修得する。

# 専修免許状に係る教員免許制度の主な変遷について

## 昭和63年 教育職員免許法一部改正（昭和63年法律第106号）

### ○専修免許状、一種免許状、二種免許状の3種類の免許制度が確立

### ○専修免許状の創設

- 当時普及しつつあった大学院修士課程を教員養成や現職研修の課程に組み込み、
  - ①特定の分野について専門性を身に付け、かつ教職への適性と意欲のある人材を教育界に誘致する道を開くこと
  - ②学部卒業時の免許状を有する者が、現職経験とその間における所定の単位修得により修士課程修了の免許状へ到達できる途を設け、教師の現職研修に対する自発的な意欲を喚起することを目的とし、「修士課程等において特定の分野について深い学識を積み、当該分野について高度の資質能力を備えていることを示すもの」として設けられた、修士課程修了相当の免許状。
- 専修免許状の取得に当たっては、「教科又は教職に関するもの（※）」に関する科目の修得が必要とされた。これは、教科専門科目又は教職専門科目のいずれかを修得すればよいこととするとともに、それらを有機的に関連させた授業科目の開設もできることとし、各大学の創意工夫により教職課程の一層の充実を図ったもの。※現行法における「大学が独自に設定する科目」。

## 平成12年 教育職員免許法一部改正（平成12年法律第29号）

### ○一種免から専修免への上進に当たっての、最低在職年数を超える年数に応じた単位数逡減措置を廃止

- 実務経験を活用した一種免許状から専修免許状への上進に当たっては、教師としての最低3年以上の在職年数があれば15単位の修得での上進が可能であるところ、これを1年超えるごとに3単位ずつ（最高6年以上の在職で6単位まで）逡減する措置が設けられていた（別表第3）。
- 逡減措置の背景にある現職研修による学びは職務年数に応じて一斉に受講するものであり、このような成果を、専修免許状の取得のための単位数として換算することは不適當であること、現職教師が専門分野・得意分野を身に付けるためには大学院での学修が必要であり、6単位では不十分と考えられることから、当該措置を廃止。

# 専修免許状授与件数の推移① 大学による直接養成※

※教育職員免許法別表第1、2、2の2による授与

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
幼稚園	140	170	152	197	195	194	197	230	295	262	244	251	257	267	227	244	241	254	260	204	268	203	223
小学校	1,401	1,437	1,386	1,556	1,475	1,348	1,263	1,286	1,452	1,506	1,582	1,544	1,642	1,562	1,634	1,609	1,473	1,528	1,637	1,535	1,547	1,429	1,350
中学校	5,265	5,386	5,572	5,662	5,447	5,330	5,014	5,133	5,296	5,363	5,103	5,358	5,459	5,337	5,114	5,059	4,963	4,838	4,694	4,760	4,482	4,096	3,770
高等学校	7,166	7,482	7,635	7,567	7,654	7,740	7,482	7,475	7,535	7,375	6,767	6,977	7,027	6,951	6,462	6,279	6,142	6,038	5,775	5,844	5,497	4,972	4,570
特別支援学校	292	277	300	328	314	309	326	465	305	319	326	238	229	289	261	223	256	220	260	224	228	197	190
養護教諭	38	45	52	60	63	74	51	59	67	82	67	73	50	71	76	65	72	67	69	51	61	62	73
栄養教諭						0	0	4	6	13	12	19	19	20	14	18	20	18	7	11	17	9	8

平成19年度より盲・聾・養護学校教諭免許状は特別支援学校免許状となった。  
 栄養教諭の免許状制度は、平成16年7月1日施行のため、平成15年以前の授与はない。

教員免許状授与件数等調査より文部科学省作成

# 専修免許状授与件数の推移② 現職教育による上位の免許状※

※教育職員免許法別表第3、6、6の2、7による授与

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
幼稚園	1	2	6	4	26	19	3	10	10	5	16	7	7	3	7	4	7	7	4	3	6	3	3
小学校	161	229	274	621	1,465	764	186	135	140	115	100	74	66	61	46	56	51	49	64	52	46	50	71
中学校	133	133	127	421	1,076	485	112	121	82	79	64	67	51	42	47	46	45	44	37	29	38	43	42
高等学校	741	773	826	2,050	4,555	1,818	355	346	321	305	207	172	147	144	127	107	118	112	85	91	87	69	100
特別支援学校	14	14	18	23	47	25	20	44	3	20	5	13	15	8	2	5	9	5	5	5	8	10	11
養護教諭	11	43	70	244	575	269	77	92	81	87	59	49	49	38	43	29	33	34	27	39	24	15	30
栄養教諭						0	0	0	5	0	0	0	0	3	5	3	2	2	5	1	1	1	1

平成19年度より盲・聾・養護学校教諭免許状は特別支援学校免許状となった。  
 栄養教諭の免許状制度は、平成16年7月1日施行のため、平成15年以前の授与はない。

教員免許状授与件数等調査より文部科学省作成

## 各種研修制度について

1. 中堅教諭等資質向上研修
2. 大学院等派遣研修
3. 大学院修学休業制度

# 1. 中堅教諭等資質向上研修の概要

## ◆目的

個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において、中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図る。

## ◆対象者

公立の小学校等の教諭等（教員育成指標<sup>1</sup>や教員研修計画<sup>2</sup>の研修体系を踏まえ、研修実施者の責任で決定）

## ◆実施者

研修実施者（都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、中核市教育委員会、豊能地区人事協議会等）

## ◆根拠法：

教育公務員特例法第24条<sup>3</sup>

（抜粋）

公立の小学校等の教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の研修実施者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（次項において「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならない。

## ◆研修内容

研修実施者が定める。

※1：「教員育成指標」とは、地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適正に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標。

※2：「教員研修計画」とは、指標を踏まえ、校長及び教員の研修について、毎年度体系的かつ効果的に実施するための計画。

※3：平成15年度に「十年経験者研修」創設。平成29年からは「中堅教諭等資質向上研修」に改め実施。

# 1. 中堅教諭等資質向上研修 令和5年度実施状況調査結果

## 1. 研修実施時期の設定方法

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型 認定こども園
①単年で設定した教職経験年数者を対象として実施	58教委 (45.0%)	58教委 (45.0%)	37教委 (50.7%)	28教委 (43.8%)	32教委 (65.3%)	29自治体 (78.4%)
②前期・後期等の複数年で設定した教職経験年数者を対象として実施	19教委 (14.7%)	19教委 (14.7%)	8教委 (11.0%)	10教委 (15.6%)	3教委 (6.1%)	1自治体 (2.7%)
③連続する複数年で設定した教職経験年数者を対象として実施	17教委 (13.2%)	17教委 (13.2%)	11教委 (15.1%)	9教委 (14.1%)	7教委 (14.3%)	5自治体 (13.5%)
④複数年で設定した教職経験年数者のうちから希望等に応じて実施	36教委 (27.9%)	36教委 (27.9%)	19教委 (26.0%)	21教委 (32.8%)	15教委 (30.6%)	12自治体 (32.4%)

### (補足) 各選択肢の実施例

- ①教職経験8年目に受講が必須等、指定する単年度内で実施されるもの
- ②教職経験5年目に前期研修かつ10年目に後期研修、あるいは教職経験4～5年目に前期研修かつ10～11年目に後期研修の受講が必須等、指定する複数年度回に分けて実施されるもの。
- ③教職経験9～11年目に3年間かけて受講が必須等、指定の連続する複数年度で実施されるもの（②の複数回設定は除く）
- ④教職経験9～11年目の3年間等、複数年で設定された時期のうち、受講者が希望する時期や経験年数以外の要件等、他の条件を満たすいずれか一定期間で実施されるもの。

# 1. 中堅教諭等資質向上研修 令和5年度実施状況調査結果

## 2. 研修の対象となる教職経験年数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型 認定こども園
4年目	2教委 (1.6%)	2教委 (1.6%)	1教委 (1.4%)	1教委 (1.6%)	2教委 (4.1%)	2自治体 (5.4%)
5年目	11教委 (8.5%)	11教委 (8.5%)	4教委 (5.5%)	4教委 (6.3%)	4教委 (8.2%)	3自治体 (8.1%)
6年目	15教委 (11.6%)	15教委 (11.6%)	7教委 (9.6%)	7教委 (10.9%)	5教委 (10.2%)	4自治体 (10.8%)
7年目	21教委 (16.3%)	21教委 (16.3%)	10教委 (13.7%)	11教委 (17.2%)	7教委 (14.3%)	6自治体 (16.2%)
8年目	30教委 (23.3%)	31教委 (24.0%)	14教委 (19.2%)	16教委 (25.0%)	13教委 (26.5%)	12自治体 (32.4%)
9年目	37教委 (28.7%)	38教委 (29.5%)	18教委 (24.7%)	17教委 (26.6%)	14教委 (28.6%)	12自治体 (32.4%)
10年目	65教委 (50.4%)	65教委 (50.4%)	32教委 (43.8%)	32教委 (50.0%)	24教委 (49.0%)	18自治体 (48.6%)
11年目	81教委 (62.8%)	81教委 (62.8%)	50教委 (68.5%)	44教委 (68.8%)	27教委 (55.1%)	25自治体 (67.6%)
12年目	34教委 (26.4%)	32教委 (24.8%)	21教委 (28.8%)	18教委 (28.1%)	11教委 (22.4%)	9自治体 (24.3%)
13年目	21教委 (16.3%)	22教委 (17.1%)	13教委 (17.8%)	12教委 (18.8%)	10教委 (20.4%)	8自治体 (21.6%)
14年目	13教委 (10.1%)	11教委 (8.5%)	7教委 (9.6%)	4教委 (6.3%)	5教委 (10.2%)	4自治体 (10.8%)
15年目	12教委 (9.3%)	10教委 (7.8%)	7教委 (9.6%)	4教委 (6.3%)	5教委 (10.2%)	4自治体 (10.8%)

※複数年等で設定されている場合は令和5年度において該当する年数すべてを含む。

# 1. 中堅教諭等資質向上研修 令和5年度実施状況調査結果

## 3. 実施日数等

### ◆年間平均実施日数(集合又はオンライン同時双方向型等による実施)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型 認定こども園
都道府県 (47)	17.5日	17.5日	17.3日	17.2日	9.6日	9.9日
指定都市 (20)	12.3日	12.3日	12.9日	13.4日	11.3日	16.0日
中核市 (61)	16.3日	16.2日	17.7日	19.3日		
複数の自治体による広域連携地区 (1)	35.0日	35.0日				
全体 (129)	16.2日	16.2日	16.5日	16.6日	9.9日	10.3日

### ◆年間平均実施時間数(オンデマンドによる実施)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型 認定こども園
都道府県 (47)	4.8時間	4.8時間	5.5時間	5.0時間	3.5時間	3.7時間
指定都市 (20)	3.1時間	3.0時間	3.2時間	2.9時間	2.8時間	3.0時間
中核市 (61)	3.0時間	3.0時間	2.2時間	2.6時間		
複数の自治体による広域連携地区 (1)	3.0時間	3.0時間				
全体 (129)	3.8時間	3.8時間	4.4時間	4.2時間	3.3時間	3.7時間

※本項目における実施日数とは、各教育委員会・自治体等において教員研修計画等で示された1年間あたりの平均計画日数を指す。

# 1. 中堅教諭等資質向上研修 令和5年度実施状況調査結果

## 4. 免許法認定講習との関係

◆免許法認定講習の受講により中堅教諭等資質向上研修の一部を受けたこととする取組

	行っている	行っていない	行っている都道府縣市名
都道府県 (47教委)	7教委 ( 14.9% )	40教委 ( 85.1% )	神奈川県、石川県、山梨県、岡山県、 愛媛県、福岡県、長崎県
指定都市 (20教委)	2教委 ( 10.0% )	18教委 ( 90.0% )	名古屋市、岡山市
中核市 (61教委)	7教委 ( 11.5% )	54教委 ( 88.5% )	川越市、甲府市、吹田市、寝屋川市、 松山市、久留米市、佐世保市
複数の自治体による 広域連携地区 (1協議会)	0協議会	1協議会	
計 (129教委等)	16教委等 ( 12.4% )	113教委等 ( 87.6% )	

### 免許法認定講習

教育職員免許法別表第6号の規定に基づき、一定の教員免許状を有する現職教員が、上位の免許状や他の校種・教科の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するため開設されている講習である。

# 免許法認定講習・公開講座の実施状況

- 免許法認定講習・公開講座・通信教育とは、一定の教員免許状を有する現職教員の方が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設されている講習・公開講座である。
- 教員免許状を取得するためには、原則として大学等において学士の学位等の基礎資格を得るとともに、教職課程において所定の単位を修得することが必要であるが、教員の資質の保持・向上のため、現職の教員等がすでに所有している免許状を基にして、一定の在職年数と単位取得によって上位の免許状などを取得する方法も開かれており、免許法認定講習・公開講座・通信教育はこのために設けられている制度である。

## ○免許法認定講習・公開講座実施状況の推移（通学）

年度	開設者数			科目数						受講者数	授与単位数
	教育委員会	大学等	計	教科に関する科目	教職に関する科目	特別支援教育に関する科目	養護に関する科目	栄養に係る教育に関する科目	計		
令和2年度	42	20	62	91	149	225	9	3	477	14,522	14,631
令和3年度	54	34	88	128	218	370	14	3	733	27,462	27,502
令和4年度	55	34	89	149	262	422	18	3	854	34,409	35,600
令和5年度	55	30	85	155	250	408	16	4	833	37,457	38,283
令和6年度	56	33	89	187	236	437	15	7	882	41,956	42,913

## ○免許法認定通信教育の推移

年度	開設者数			科目数						受講者数	授与単位数
	教育委員会	大学等	計	教科に関する科目	教職に関する科目	特別支援教育に関する科目	養護に関する科目	栄養に係る教育に関する科目	計		
令和2年度	-	16	16	299	107	34	23	0	463	385,285	623,372
令和3年度	-	16	16	307	105	37	25	0	474	424,980	678,782
令和4年度	-	17	17	311	100	43	26	0	480	378,107	549,049
令和5年度	2	19	21	329	108	59	26	0	522	374,076	526,670
令和6年度	0	15	15	311	98	35	26	0	470	320,860	488,623

## 2. 大学院等派遣研修 令和5年度実施状況調査結果

大学院等派遣研修：各都道府県・指定都市教育委員会等が実施する、職務として行う大学院、大学専攻科、大学及び大学附属の研究機関等（以下、「大学院等」という。）への派遣研修。給与が支給される。

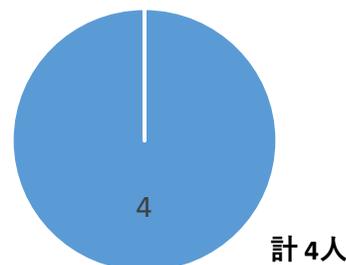
### 1. 大学院等派遣研修への派遣者数

#### (1) 管理職等

教職大学院



教育学研究科



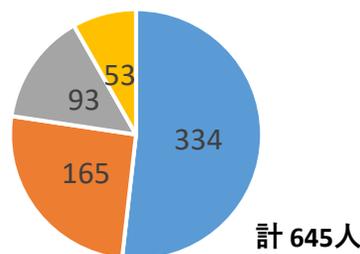
その他の研究科



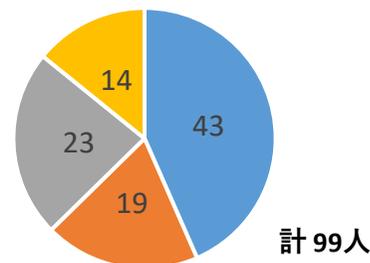
■ 小学校  
■ 中学校

#### (2) 主幹教諭等

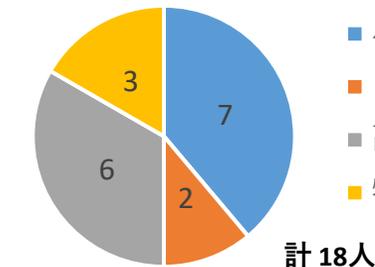
教職大学院



教育学研究科



その他の研究科



■ 小学校  
■ 中学校  
■ 高等学校  
■ 特別支援学校

#### (3) 養護教諭

教職大学院

5人

教育学研究科

4人

その他の研究科

1人

#### (4) 栄養教諭

該当なし

※義務教育学校[前期課程]は小学校に、義務教育学校[後期課程]及び中等教育学校[前期課程]は中学校に、中等教育学校[後期課程]は高等学校に計上されている。

※本研修における「管理職等」とは、校長、副校長及び教頭を指す（主幹教諭は除く）。

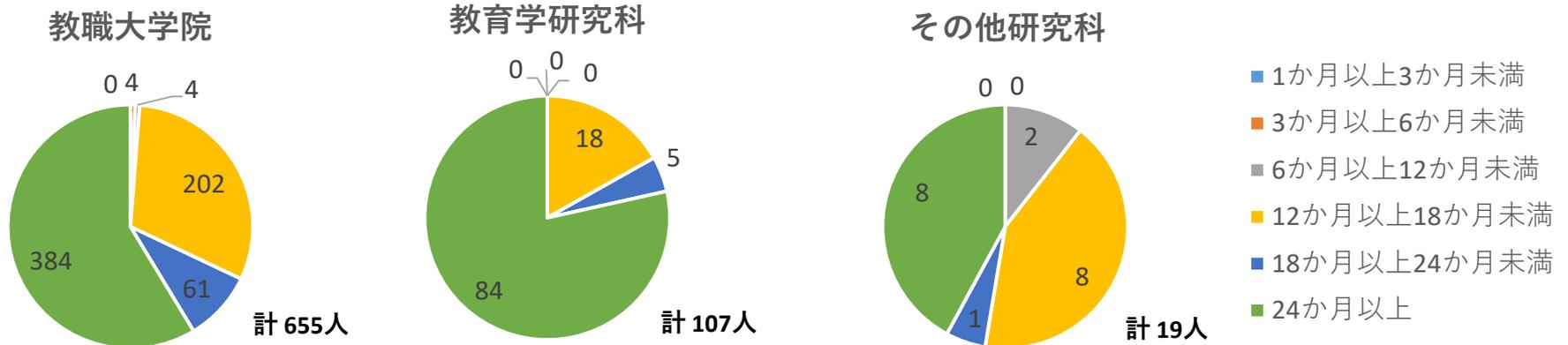
※「主幹教諭等」とは、教育公務員特例法第26条に規定する「主幹教諭等」のうち、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師を指す。

別に記載する養護教諭及び栄養教諭については除き、各教育委員会等（任命権者）の定めるその他の教諭等についてはこれに含める。

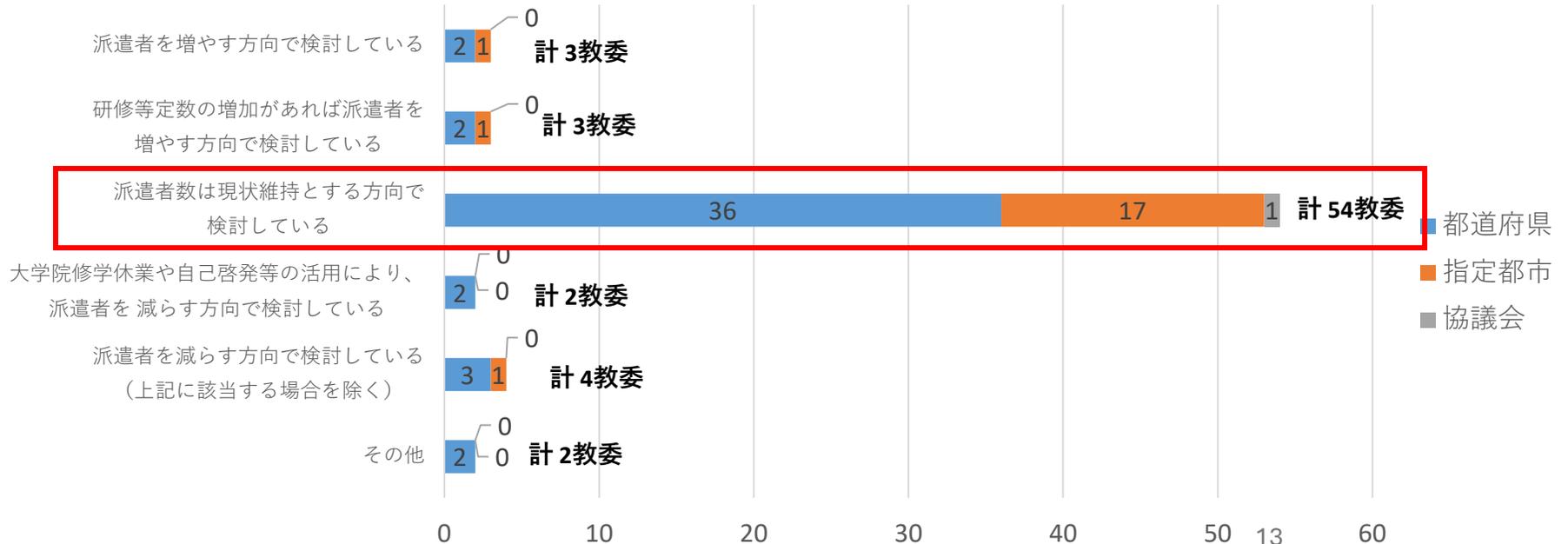
※養護教諭には、養護助教諭を含める。

# 2. 大学院等派遣研修 令和5年度実施状況調査結果

## 2. 派遣期間

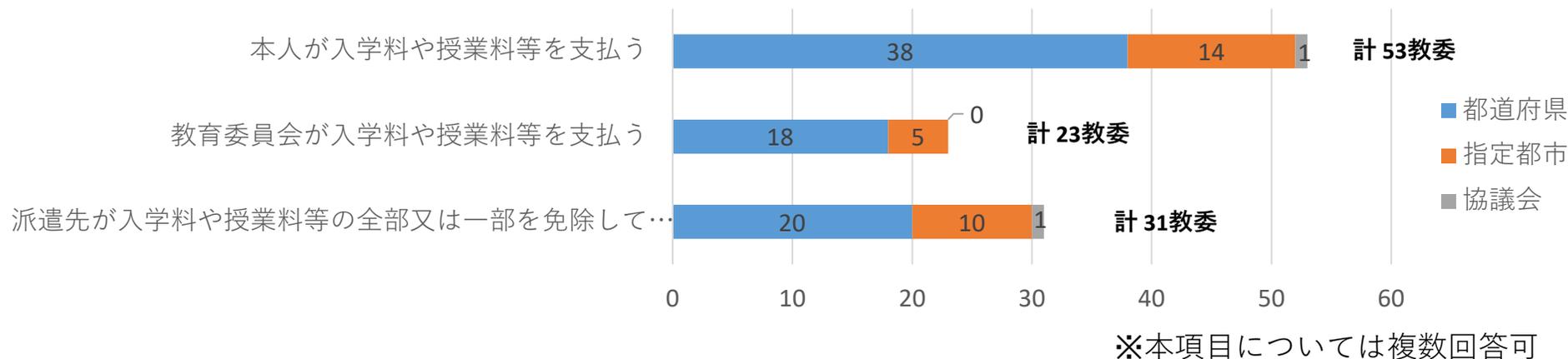


## 3. 今後の動向



## 2. 大学院等派遣研修 令和5年度実施状況調査結果

### 4. 大学院等の入学料や授業料等の取り扱い



#### <その他、具体の支援等>

##### 【平均金額】

- ・新規派遣者は入学金282,000円+年間授業料535,800円=817,800円。派遣2年目は年間授業料535,800円（岩手県）
- ・教職大学院 1年次：408,900円、2年次：267,900円（山形県）

##### 【支援人数】

- ・1年目（入学料、授業料）10名、2年目（授業料）10名（富山県）

##### 【支援内容】

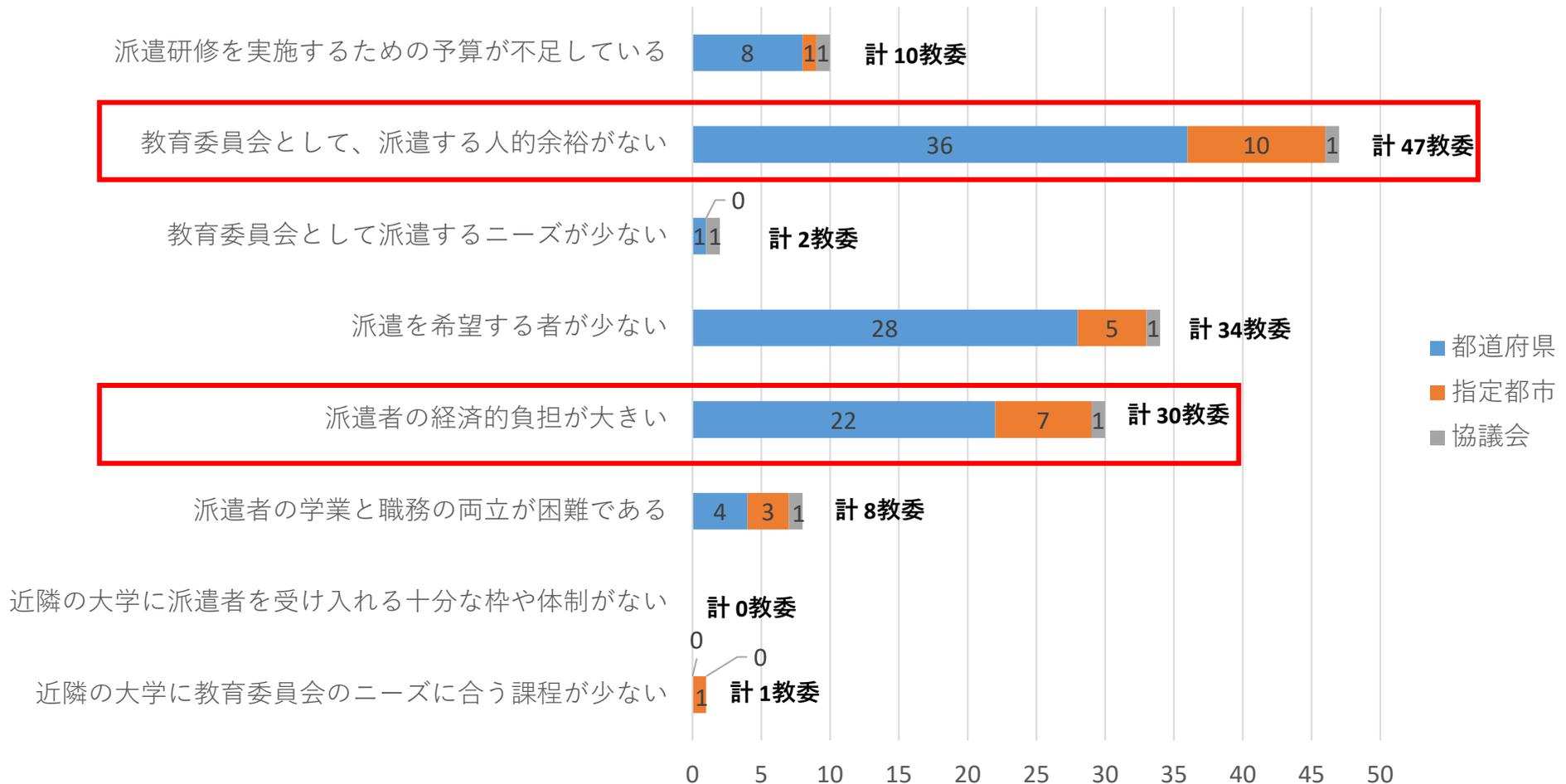
- ・対象者全員に21年目研修を免除（石川県）
- ・対象者に管理職選考試験の筆記試験を一部免除（京都府）
- ・対象者に中堅教諭等資質向上研修を一部免除（和歌山県）
- ・教職大学院で学校経営について学ぶ者に、教頭・主幹教諭採用候補者選考試験の筆記試験を免除（広島県）

##### 【負担割合】

- ・①本人50% 教育委員会50% ②本人50% 大学50%（福井県）
- ・本人 3分の2、教育委員会 3分の1（仙台市）

## 2. 大学院等派遣研修 令和5年度実施状況調査結果

### 5. 派遣研修を実施する上での課題・問題点



※本項目については複数回答可

# 3. 大学院修学休業制度の概要

## ◆教員が国内外の大学院に在学し、専修免許状を取得する機会を拡充するために創設された制度

(教育公務員特例法等の一部を改正する法律(平成12年4月28日法律第52号))

- ・平成13年度より開始(同法第26条)。  
(抜粋)

公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(以下「主幹教諭等」という。)で(中略)任命権者(第二十条第一項第一号に掲げる者については、同号に定める市町村の教育委員会。次項及び第二十八条第二項において同じ。)の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学(短期大学を除く。)の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程(次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。)に在学してその課程を履修するための休業(以下「大学院修学休業」という。)をすることができる。

- ・教員の身分を保有したまま大学院にフルタイムで在学でき、在学する大学院を選ぶことも可能。

## ◆制度の概要

- ・公立の小学校等の教員(主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師)で、一種免許状又は特別免許状を有する者は、任命権者の許可を受けて、専修免許状を取得するため1年を単位とする3年を超えない期間、国内外の大学院を在学し、その課程を履修するための休業が可能。
- ・休業中の教員は、身分を有するが職務には従事しない。
- ・休業中の給与は支給されない。

## ◆制度の活用状況 ※令和6年4月1日時点

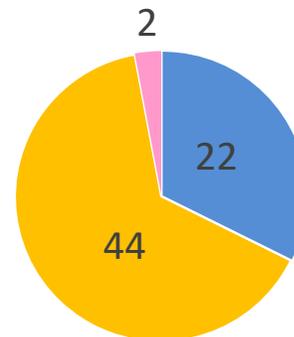
所属学校種別人数



計: 68人

■ 小学校 ■ 中学校 ■ 高等学校 ■ 特別支援学校

修学期間別人数



計: 68人

■ 1年以上2年未満 ■ 2年以上3年未満 ■ 3年以上

# 課程認定制度について

1. 課程認定制度の概要
2. 認定を受ける組織
3. 授業科目の開設
  - 3-1. 教科専門科目の共通開設
  - 3-2. 教職専門科目の共通開設
4. 教職専任教員の配置
5. 教職課程認定における大学間連携に関する制度の一覧

# 1. 課程認定制度の概要①

## 1. 教員免許制度

- 教員免許状:公教育の直接の担い手である教員の資格を定め、その資質能力を一定水準以上に確保することを目的とする制度。
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員になるためには、原則として、教員免許状を有する者でなければならない(免許主義)。

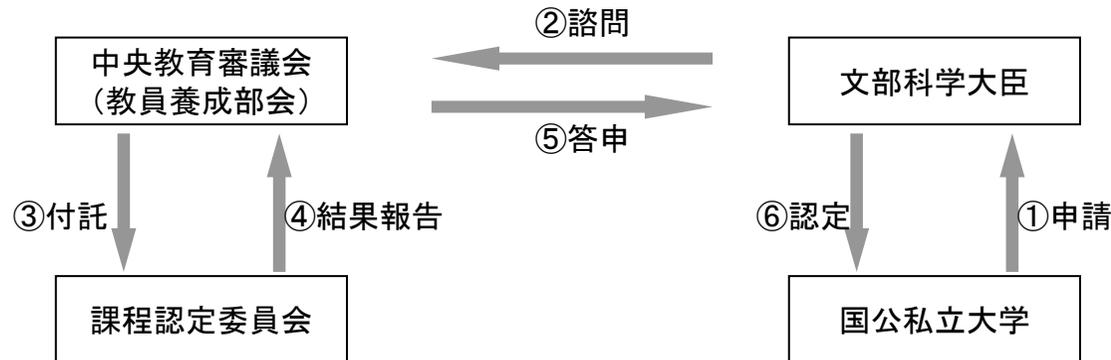
## 2. 教員養成の理念

- 教員免許状取得希望者は、大学において教職課程を履修しなければならない。
  - ① 大学における養成の原則 (教員養成は大学において行うことを基本とする)
  - ② 開放制の原則 (教員養成を目的とする学位課程に限らず、あらゆる学位課程において教職課程を設置し、教員養成を行うことができる)
- 教職課程を履修し免許状を取得した学生は、認定課程を有するどの大学を卒業しても、教員としての最低限の知識・技能は有しているとみなされる。
- 大学としての「多様性」と資格としての「標準性」の双方を両立させる教員養成が求められている。  
→ 教育職員免許法、同施行規則の最低限の基準を必ず満たした上で、各大学において、質の高い教員養成に向けた改革を不断に行っていくことが重要。(教職課程認定基準1(3))

# 1. 課程認定制度の概要②

## 3. 課程認定制度の概要

- 免許状の授与を受けるために大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならない(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。
- 文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき、行うこととされている(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会が行っている。



## 4. 課程認定の審査

### ■ 審査基準

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び同法施行規則のほか、「教職課程認定基準」(教員養成部会決定)等によって行っている。

### ■ 主な審査事項

- ① 学科等の目的・性格と免許状との相当関係
- ② 教育課程
- ③ 教員組織
- ④ 施設・設備
- ⑤ 教育実習校

## 2. 認定を受ける組織：課程認定を受ける組織単位

### 教職課程は、学科等を単位として認定

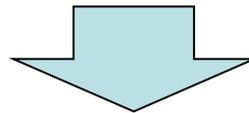
#### 教職課程認定基準2(1)

教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたもの<sup>(※)</sup>でなければならない。

(※) 学則に定められた組織のうち最小単位

学科等を単位として課程認定を行う趣旨は、当該学科等における4年間（短期大学では2年間）の教育を通して修得された専門的知識を前提としつつ、認定を受ける免許教科についての教科に関する科目を一定数修得させることにより、当該免許教科を担当する教員として求められる教科専門性を確保しようとするものである。

（学科等の目的・性格と免許状との相当関係について 平成21年2月27日 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）



教職課程は、学科等を基本的な単位として組織される。

- ・学科等の目的・性格と免許状との相当関係が必要
- ・授業科目は、認定を受ける学科等で開設
- ・教職専任教員は、認定を受ける学科等に籍を有する者
- ・必要教職専任教員数は、認定を受ける学科等の入学定員に応じて増員

## 2. 認定を受ける組織：学科等の目的・性格

### 1. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係

#### 教職課程認定基準2(5)

教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。  
学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については、慎重に対応するものとする。

- 関連：「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準（課程認定委員会決定）」
  - ・審査の観点：学位の分野、教科専門科目及びその関連科目を相当程度開設、当該科目の卒業要件上の位置付け 等

### 2. 教員養成を主たる目的とする学科等

#### 教職課程認定基準2(6)

幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。

- 関連：「教職課程認定審査の確認事項（課程認定委員会決定）」1(5)
  - ・審査の観点：学科等の名称、学位の分野、教科専門科目及び教職専門科目の卒業要件上の位置付け 等

# 3. 授業科目の開設

## 1. 授業科目開設の原則

- 教職課程で開設する授業科目は、原則として、認定を受けようとする学科等で開設
- 1つの授業科目は、原則として、1つの教職課程でのみ開設

- ・学科等の学位課程の教育を通して教科専門性を確保している。
- ・幼稚園・小学校の教職課程を設置する「教員養成を主たる目的とする学科等」とその他の学科等では、教職専門科目の学位課程上の位置付けが違う。

- ・教職課程認定基準2(1)  
教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻、(中略)その他学則で定める組織(以下「学科等」という。) ごとに認定する。
- ・教職課程認定基準3(1)  
大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。

## 2. 他学科等、他の教職課程との共通開設

- 一定の場合には、同一の学科等又は複数の学科等間で授業科目を共通に開設することや、他学科等で開設する授業科目をあてることができる。(教職課程認定基準4-3(2)、4-4(2)、4-8(1)~(3))

- ・他学科等で開設する授業科目をあてることが、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等に資する場合がある。
- ・複数の種類の免許状に共通して履修が必要な科目がある。

# 3-1. 教科専門科目の共通開設

- 小学校、中学校及び高等学校(一部養護教諭)の教職課程では他の教職課程、学科等と共通に開設できる場合がある。
- ただし、中学校、高等学校の教科に関する専門的事項に関する科目は、半数以上を自学科開設科目とする必要がある。(教職課程認定基準4-3(2)、4-4(2))

	同一／複数の学科等					
	幼	小	中	高	養	栄
(課程認定基準4-8)						
領域及び保育内容の指導法に関する科目: 領域に関する専門的事項	×	—	—	—	—	—
教科及び教科の指導法に関する科目: 教科に関する専門的事項	—	○ ※特定の組み合わせの場合				
	—	×	○			—
養護に関する科目	—	—	※養護は、中高(保健、保健体育)、高(看護)との共通開設に限る			—
栄養に係る教育に関する科目	—	—	—	—	—	×

## 3-2. 教職専門科目の共通開設

	(課程認定基準4-8)	同一／複数の学科等					
		幼	小	中	高	養	栄
教育の基礎的科目理解に	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想				○		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容				○		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項				○		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				○		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				○		
	教育課程の意義及び編成の方法				○		
の道徳、相導、談法等及び的に関生な学習科目、時間教育等	道徳の理論及び指導法 ※1	—	○		—		○
	総合的な学習の時間の指導法 ※1	—			○		
	特別活動の指導法 ※1	—			○		
	教育の方法及び技術				○		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ※2				○		
	生徒指導の理論及び方法	—			○		
	教育相談				○		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	—		○		—	—
	幼児理解の理論及び方法	×	—	—	—	—	—
教育実践科目に関する	教育実習	○		○		×	×
		×	○		×		
	学校体験活動	○		○		×	×
		×	○		×		
教職実践演習			○		×	×	
領域及び保育内容の指導法に関する科目：保育内容の指導法		×	—	—	—	—	—
教科及び教科の指導法に関する科目：各教科の指導法		—	×	○		—	—
			○		×		
複合科目		×	×	○		—	—

■ 教職専門科目は、大学内での共通化が可能。

■ ただし養護教諭、栄養教諭の一部事項や特別支援学校教諭の科目の共通化はできない。

※1 養護教諭及び栄養教諭については、免許法施行規則において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」と規定されており、このうち、道徳、総合的な学習の時間、特別活動に関する各内容に該当する部分であれば併せて共通開設可。

※2 幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭の「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」の情報機器に関する部分であれば併せて共通開設可。

# 4. 教職専任教員の配置①：配置の原則

認定を受けようとする教職課程ごとに、当該学科等に籍を有する教職専任教員を必要数配置

・教職課程認定基準3(7) 認定を受けようとする課程には、以下の事項を満たす教職専任教員を置くものとする。

①専ら当該課程を有する学科等(全学的に教職課程を実施する組織を含む。)の教育研究に従事する者、②当該学科等の教職課程の授業を担当する者、③当該学科等の教職課程の編成に参画する者、④当該学科等の学生の教職指導を担当する者

・教職課程認定基準3(10)

教職専任教員は、「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目又は養護に関する科目のいずれかの科目を担当する教職専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要教職専任教員数は、この基準に定める。

## 【必要教職専任教員数(最低基準)】

	教科専門科目	教職専門科目
幼稚園教諭	3人	3人
小学校教諭	1～5人	3～7人
中学校教諭	2～4人	2人
高等学校教諭	2～4人	2人
養護教諭	3人	2人
栄養教諭	—	2人

※「教科専門科目」:(幼)「領域に関する専門的事項」、  
(小・中・高)「教科に関する専門的事項」、  
(養)「養護に関する科目」、  
(栄)「栄養に係る教育に関する科目」

※「教職専門科目」:「保育内容の指導法」「各教科の指導法」  
「教育の基礎的理解に関する科目等」

※特別支援学校教諭は、特別支援教育領域ごとに教職専任教員3人を配置する。(知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する領域の場合は、これらの領域全体として3人以上)

### 1. 幼稚園教諭及び小学校教諭

■ 入学定員が50人を超えるごとに2人増員

(教職課程認定基準4-1(3)、4-2(4))

### 2. 中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭、栄養教諭

■ 「教職専門科目」は、入学定員に応じて増員

入学定員800人以下は 2人以上、  
801～1200人以下は 3人以上、  
1201人以上は 4人以上

(教職課程認定基準4-3(5) 等)

■ 「教科専門科目」は、入学定員に関わらず一定数  
(免許状の種類に応じて規定する教員数)

(教職課程認定基準4-3(5)、4-4(5))

## 4. 教職専任教員の配置②：他学科等、他の教職課程の教員

科目を共通開設等する場合や、共通開設が認められていない場合でも担当する科目の専門分野に近接性がある場合には、他学科等に籍を有する教員や他の教職課程の教員を、認定を受けようとする課程の教職専任教員とすることが、一定の範囲で可能。

### 1. 同一学科等において授業科目を共通に開設する場合

- それぞれの課程において教職専任教員とすることが可能。 (教職課程認定基準4-8(4))

### 2. 同一学科等において幼稚園と小学校の認定課程がある場合

- 幼稚園の「領域に関する専門的事項」と小学校の「教科に関する専門的事項」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることが可能。 (教職課程認定基準4-2(5))

### 3. 複数の学科等において授業科目を共通に開設する場合

- それぞれの課程において教職専任教員とすることが可能。
- ただし、中学校、高等学校の教科専門科目については、必要教職専任教員数の半数以上は当該学科等に籍を有する教職専任教員でなければならない。 (教職課程認定基準4-8(4))

### 4. <sup>※</sup>ただし書き教員の配置

※大学設置基準別表第1イ(1)備考第2号のただし書きに定める基幹教員。専門職大学、短期大学、通信教育においても同様。

- 幼稚園、小学校は必要教職専任教員数の合計の1/4を上限に配置が可能。  
ただし、指定区分に配置が必要な教職専任教員(4人)は、当該学科等に籍を有する者であることが必要。  
(教職課程認定基準4-1(3)、4-2(4))
- 中学校、高等学校は「教科専門科目」「教職専門科目」の必要教職専任教員数の1/4を上限に配置が可能。  
ただし、必要教職専任教員数が3人以下の場合は適用されない。  
(教職課程認定基準4-3(5)、4-4(5))

# 5. 教職課程認定における大学間連携に関する制度の一覧

○教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)及び教職課程認定基準(教員養成部会決定)上の特例

	単位互換制度	連携開設制度	共同実施制度	教育課程特例制度	地域アクセス確保特例制度(※3)
仕組み(大学設置基準等)	各大学が開設している授業科目について単位互換協定に基づき、自らの大学の授業科目とみなす仕組み	大学等連携推進法人や複数大学法人に参画する大学が連携して開設する科目(連携開設科目)を自らの大学の授業科目とみなす仕組み	共同の学位プログラムの下設置される複数大学の教職課程を同一のものとし、大学が開設する授業科目をお互いに自ら開設する授業科目とみなす仕組み	教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、大学設置基準等の特例対象規定の全部又は一部によらない教育課程を編成することができる制度	地域の高等教育へのアクセス確保に資する取組を行うため特に必要があると文部科学大臣の認定を受けた場合は、大学設置基準等の特例対象規定の全部又は一部によらない教育課程を編成することができる制度
大学が開設する授業科目上の特例(免許法施行規則)	「教職に関する科目」のみ3割を上限に他の大学が開設する授業科目を自らが開設する授業科目とみなす	「教科及び教職に関する科目」のうち連携開設科目については8割を上限に自らが開設する授業科目とみなす(※1)	「教科及び教職に関する科目」において他の大学が開設する授業科目の全てを自らが開設する授業科目とみなす	自らが開設する授業科目に関し、単位互換や連携開設科目の上限によらず、文部科学大臣による認定を受けた範囲が適用される	自らが開設する授業科目に関し、単位互換や連携開設科目の上限によらず、文部科学大臣による認定を受けた範囲が適用される
教職専任教員の共通化(教職課程認定基準)	なし	上記の仕組みを活用する複数の大学が同一の免許状の種類(幼・小免許を除く)の教職課程の認定を同時に受けようとする場合(連携教職課程)には、一定の要件を満たした場合(※2)に、 <b>大学間の教職専任教員の共通化を可能とする</b>	<b>大学間の教職専任教員の共通化を可能とする</b>	なし	文部科学大臣による認定を受けた範囲に準じ、 <b>大学間の教職専任教員の共通化を可能とする</b>
認定事例	単位互換科目の受講を前提とした教職課程認定は行っていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構</li> <li>国立大学法人東海国立大学機構</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>富山大学、金沢大学</li> <li>群馬大学、宇都宮大学</li> <li>熊本大学、佐賀大学</li> </ul>	札幌大学、大阪教育大学	なし

※1 連携開設制度を活用して開設される授業科目については大学において公表を行うこととする。(免許法施行規則)

※2 連携教職課程を設置しようとする大学については課程認定基準上の要件を課すこととする。(教職課程認定基準)

・幼稚園・小学校の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等が1以上含まれていること。

・教学管理のための体制を整備すること。その際、各設置大学の専任教員がそれぞれ一人以上からなるものであること。

・学生が在籍する学科等において8単位以上を修得し、それ以外の学科等のいずれかで8単位以上を修得するものとして必要な単位数を開設すること。等

※3 令和8年1月1日施行に伴い、今後免許法施行規則及び教職課程認定基準を改正予定。(令和8年度)